

落ち着いたこととは対照的であった。痘瘡は水因性急性伝染病である腸チフスに似た傾向を示した。では、同じ急性伝染病であるにもかかわらず、痘瘡がコレラとは異なる傾向を示した理由は何か、それを探らなければいけない。

本稿はその理由を総督府が実施した牛痘政策が一方的な強制だったことに求める。一方的な強制性は日帝の植民地支配が持つ特徴でもあった。したがって、本稿は植民地期に形成された植民地近代の内容を牛痘政策という素材を用いて明らかにする作業であるといえよう。

1 牛痘接種と持続的な痘瘡の発生

(1) 朝鮮人の衛生思想と強制牛痘接種

総督府は牛痘政策を実施するにあたり、大韓帝国政府が実施した方法の一部をそのまま採用した場合もある。1895年に公布された種痘規則を受け入れ、牛痘施術者として種痘認許員を活用したのであった。大韓帝国が実施したほとんどの政策を否定した総督府であったが、大韓帝国の牛痘事業だけは評価したのである。「種痘ニ関シテハ韓国政府モ比較的早クヨリ注意ヲ払」ったと評価した²。

異なる面もあった。牛痘の強制性が強化された。大韓帝国も種痘規則により強制接種と規定したが、それを現実に貫徹するのは容易ではなかった。牛痘は、医療人または種痘認許員が接種費を受け取って実施するため、接種は受け手の自主性に委ねられており、政府が強く介入することは難しかった³。しかし、総督府は強制性を現実に貫徹していった。

総督府によれば、強制接種は西欧文明国が一般的にとっていた政策であった。19世紀を通じて牛痘の安全性と効率に対する信頼が高まり、西欧国家が牛痘の強制接種を行っていたのは事実である。

だが、植民地朝鮮において強制接種を行わなければならなかった理由はもう一つあった。それは、すなわち幼稚な衛生思想であった。総督府によれば、朝鮮人は痘瘡を一生に一度は必ず罹る疾病として思い込み、いかなる予防策も講じようとはしなかった⁴。痘瘡によって家族が死亡すると、その死体を木の上に掛けておく慣習もあった。甚だしくは、死体を長い間家の中に安置したまま、親戚が集まって食卓を囲む風習さえあった⁵。総督府は朝鮮人の衛生意識が低い状況下では、自律や勧誘だけでは牛痘を広めることは不可能であると考えていた。「強制力を用いなければ、到底普及が期待できない実情」であると考えられた。このような事情から警察が指揮する強制接種が始まった⁶。

大韓帝国の種痘規則と異なるもう一つの点は、接種回数であった。種痘規則では生後

2 「痘瘡及種痘ノ状況」(『警務彙報』142、1917) 21頁。

3 白石保成『朝鮮衛生要義』(1918) 350頁。

4 『朝鮮総督府施政年報(1918-1920)』(1922) 285頁。

5 「痘瘡及種痘の状況」(『警務彙報』142、1917) 21頁。

6 『朝鮮衛生要覧』(朝鮮総督府、1929) 103頁。

70日から1歳までの間に1回牛痘接種するよう規定していた。ところが、総督府は牛痘を2回接種するよう変更した。接種時期は生後90日以降、そして最初の接種から5年以後であった。1回目の牛痘が不善感〔種痘の効果が現れず免疫が生じない状態—訳者注〕の場合、再び接種しなければならない。再種痘の時期が5年後になったのも日本の場合とは異なった。日本においては1回目と2回目の間を10年に定めていた⁷。接種は毎年春秋の2回実施したが、痘瘡発病の場合には臨時で種痘を実施した。

牛痘は定められた日にち、定められた場所で実施された。日頃から作成されている戸口調査簿や特別に作成された種痘名簿にしたがって日にちと場所が通告された。接種には医療人あるいは種痘認許員があたったが、指揮は警察がとった。警察は作成された名簿と対照しながら指揮し、警察医と公医が職務の一環として牛痘接種を実施した。種痘認許員には給料が支給されたが、強制接種に加担させるための措置であった⁸。

男女の別を重んずる儒教的慣習のため、朝鮮人の女性が男性の施術者から接種を受けることを忌避するケースが生じると、総督府は女性の種痘認許員を育成した。朝鮮人啓蒙のための総督府の努力も相次いでなされた。痘瘡の発生の原因が牛痘未接種にあることを知らせるため、痘瘡が発生すると警察が患者を訪問して牛痘接種の有無を調査し、痘瘡が発生したのはほとんど未種痘者や接種してから長く経った人であることを周知した⁹。1922年には牛痘の効果を知らせるための宣伝映画を制作し、その普及にも取り組んだ¹⁰。

(2) 朝鮮牛痘令の頒布と強制性の強化

強制接種の効果は数字に表れた。韓国併合を行った1910年に大規模に牛痘を実施した結果、接種人口は122万人を超えた。1909年に比べて54万人、つまり約80%増であった。総人口の約10%にあたる数字であった。牛痘が広まるにつれ、痘瘡は減少していった。1913年総督府は「痘瘡ノ殆ト絶滅ニ近ツキ……」と評価した¹¹。

総督府の期待が裏切られたのは1919～20年の時期であった。1919年には2140人の患者、700人の死亡者、翌年には1万1532人の患者、3614人の死亡者が発生した。1915～17年の患者数50人未満・死亡者数10人以下に比べると驚くべき数字であった。総督府は痘瘡患者の急増の原因を三・一運動に求めた。万歳示威が全国的に拡大すると、警察が鎮圧に動員され、その結果、衛生活動には手が回らなかったというのである。三・一運動の目標が植民地支配に対する抵抗であったため、朝鮮人も警察の衛生業務に協力しなかった。民心は明らかに動揺していた¹²。

ところが、三・一運動の余波が鎮まった後の1922年・1923年にもそれぞれ3000人を

7 「種痘に関する警務総長訓令」(『朝鮮彙報』5、1919) 157頁。

8 白石保成『朝鮮衛生要義』(1918) 350頁。

9 『朝鮮総督府施政年報(1911)』(1913) 348頁。

10 『朝鮮警察の概要』(朝鮮総督府警務局、1927) 188頁。

11 『朝鮮総督府施政年報(1913)』(1915) 213頁。

12 關水武「朝鮮の衛生状態と伝染病に就て」(『朝鮮及満洲』189、1923) 33頁。

13 原親雄「種痘の励行に就て」(『警務彙報』180、1920) 3頁。